



生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、3歳児クラスから小学校入学前（幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）においては、満3歳児クラスも含む）の子ども及び市民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスの子どもの対象に幼児教育・保育の無償化を実施しています。

無償化の対象となるには、鎌倉市から認定を受ける必要があります。

1 対象となる方及び認定の区分

無償化の対象範囲及び認定区分は以下のとおりです。

すべての認定について、必ず施設の利用開始前に申請をしてください（遡及しての認定はできません）。

認定区分	対象となる児童	保育必要性の確認	無償化の対象となる範囲
1号認定※	満3歳児クラス ～5歳児クラス	なし	施設型給付幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）、私学助成幼稚園の <u>教育時間</u>
新1号認定※			
新2号認定	3歳児クラス ～5歳児クラス	あり	幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等の利用料
新3号認定	0～2歳児クラス 満3歳児クラス	あり	幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等の利用料 ※認定を受けられるのは <u>市民税非課税世帯のみ</u>

※1号認定及び新1号認定に限ってはお子さんの3歳の誕生日の前日から認定を受けられます。

Point



市民税課税世帯の場合、預かり保育・認可外保育施設等の利用料無償化は「4月1日時点の年齢が3歳以上の子ども」が対象となります。したがって、満3歳児クラスは対象外です。

なお、非課税世帯には生活保護法上の被保護者、児童福祉法上の里親・児童ホームの児童を含みます。

また、幼稚園に入園する前のいわゆる「プレ保育」などは無償化の対象になりません。

2 保育の必要性について

保育の必要性については、すべての保護者が該当する場合のみ認定します。

要件	保護者等の状況	認定期間（最長で児童の就学前まで）
就労	ひと月あたり64時間以上働いている	雇用期間※ ¹
就学	大学、職業訓練校、専門学校で就学している	学校等に通っている間
妊娠・出産	妊娠中又は出産後の休養が必要である	出産予定日の6週前の日※ ² の属する月の初日から出産日の8週後の日の属する月の末日まで
疾病・障がい	病気、ケガ、精神や身体に障がいがある	保育が可能な状態になるまで
介護・看護	介護又は看護にあたっている	介護、看護を必要としなくなるまで
求職活動	求職活動・起業準備を継続的に行っている	認定日から90日が属する月末まで※ ³
災害復旧	災害の復旧にあたっている	災害復旧まで

※1：雇用期間が有期の場合は契約満了日まで、就労内定の場合は3か月まで認定します（就労後に延長）。

※2：多胎妊娠の場合にあっては14週前の日の属する月の初日から認定します。

※3：連続して求職活動による認定を受けることはできません。

3 対象施設及び対象区分について

利用する施設の種別などにより認定区分は次のとおり異なります。

無償化の対象は利用料のみとなります。通園送迎費、食材料費等は対象外です。

なお、(1) から (3) すべてに限度額があります。限度額を超えた分については自己負担になります。

(1) 私学助成幼稚園 (令和9年(2027年)4月1日時点の鎌倉市内対象施設(予定):鎌倉女子大学幼稚部)

※モンタナ幼稚園は、令和9年(2027年)4月1日以降、施設型給付幼稚園に移行する予定

原則としてすべての方が施設等利用給付認定(新1号、新2号、新3号のいずれか)を受ける必要があり、いずれの認定を受けても、教育時間の利用料について月額28,000円まで無償となります。

また、保育を必要とする要件のある方は、新2号又は新3号の認定を受けることで、預かり保育の利用料も無償化の対象となります。

(2) 施設型給付幼稚園、認定こども園 ((1) 以外の鎌倉市内の幼稚園・認定こども園(幼稚園部分))

原則としてすべての方が教育・保育給付認定(1号)を受ける必要があり、教育時間の利用料が全額無償となります。また、保育を必要とする要件のある方は、1号認定に加えて施設等利用給付認定(新2号又は新3号)を受けることで、預かり保育の利用料も無償化の対象となります。

(3) 認可外保育施設等 (ベビーシッター、一時預かり、病児保育、ファミリーサポートセンター含む)

保育を必要とする要件のある方は、施設等利用給付認定(新2号又は新3号)を受けることで、利用料が無償化の対象となります。

(4) 早見表

クラス	利用施設	保育の 必要性	認定区分	無償化の範囲※1
満3歳	私学助成 幼稚園	あり	新3号認定※2	教育時間は28,000円/月まで 預かり保育は17,700円/月まで※2※3
		なし	新1号認定	教育時間は28,000円/月まで
	施設型給付 幼稚園	あり	1号認定+新3号認定※2	教育時間は無償 預かり保育は17,700円/月まで※2※3
		なし	1号認定	教育時間のみ無償
0～2歳 満3歳	認可外 保育施設※4	あり	新3号認定※2	45,700円/月まで※2
		なし	-	無償化対象外※5
3～5歳	私学助成 幼稚園	あり	新2号認定	教育時間は28,000円/月まで 預かり保育は12,300円/月まで※3
		なし	新1号認定	教育時間は28,000円/月まで
	施設型給付 幼稚園	あり	1号認定+新2号認定	教育時間は無償 預かり保育は12,300円/月まで※3
		なし	1号認定	教育時間は無償
	認可外 保育施設※4	あり	新2号認定	40,300円/月まで
		なし	-	無償化対象外※5

※1：認定の期間外は無償化の対象になりません。また、通園送迎費、食材料費等は対象外です。

※2：市民税非課税の世帯、生活保護法上の被保護者、児童福祉法上の里親である世帯・児童ホームの児童のみが対象です。市民税課税世帯の場合は対象外です。

※3：限度額の範囲で「日額490円×利用日数」が無償の対象です。

※4：認可外保育施設(無償化対象施設の確認を受けた施設に限ります)、ベビーシッター、認可外の事業所内施設、一時預かり、病児保育、ファミリーサポートセンターをいいます。

※5：施設等利用給付認定を受けていない満3歳以上の児童を対象とした多様な集団活動事業の利用支援補助金制度があります。詳細はこどもみらい課へお問い合わせください。

4 認定を受けるための手続き

(1) 1号認定・新1号認定のみを受ける場合

以下の書類を提出してください。

①給付認定申請書

1号又は新1号認定にチェックを入れ、表面のみ記載してください。

②マイナンバー提出票

鎌倉市外や海外から転入されてきた方については、マイナンバー提出票に加えて課税証明書や収入の分かるものの提出を求めることがあります。

(2) 新2号認定・新3号認定を受ける場合

以下の書類を提出してください。

①給付認定申請書

新2号または新3号認定にチェックを入れ、表面と裏面両方に記入してください。

なお、1号認定の認定を同時に受けたい場合は併せて申請できます。

②マイナンバー提出票

鎌倉市外や海外から転入されてきた方については、マイナンバー提出票に加えて課税証明書や収入の分かるものの提出を求めることがあります。

③保育の要件を証明する書類

全ての保護者の要件を確認します。

就労証明書等の書式の
ダウンロードはこちら



要件	必要な書類（市ホームページから書式をダウンロードできます）
就労 （育児休業※）	【会社員等の場合】 ①就労証明書 ②（法人代表者及びその専従者（配偶者や親族が法人代表者）の場合のみ）法人に係る登記事項証明書（写しでも可。申込締切日の3か月以内に発行されたものに限る。）
	【自営業、個人事業主の場合】 ①就労証明書及びスケジュール表 ②自営業を証明する書類の写し（開業届（1年目）または確定申告（2年目以降）等）
就学	①在学証明書または学生証の写し ②時間割の分かる書類
妊娠・出産	①母子手帳の表紙の写し ②母子手帳の出産（分娩）予定日の記載があるページの写し
疾病・障がい	○障がい者手帳等の写しまたは診断書（原則として鎌倉市指定様式）等
介護・看護	①介護・看護状況申告書 ②被介護・被看護者の介護保険被保険者証、障がい者手帳の写しまたは診断書（原則として鎌倉市指定様式）等
求職活動 （起業準備）	○求職活動・起業準備についての状況申告書（誓約書）
災害・復旧	○災害の復旧についての証明書類（り災証明等）の写し

※育児休業中に新しく新2号認定・新3号認定を受ける場合、原則、施設を利用開始後2か月以内に復職する必要があります。復職せずに育児休業を取得し続けた場合、認定を取り消すことがあります。

ただし、幼稚園等を利用する児童の弟妹の育児休業を取得していて、利用児童が以下のいずれかに該当する場合は、復職を要件としておりません。

① 保育年齢が2歳児クラスまでしかない鎌倉市内の認可保育所等を卒園し、3歳児クラスから幼稚園等を利用する場合。②市外からの転入により、在籍している市外の施設への通園が困難となる場合。

(3) 給付認定申請の結果について

給付認定が認められた場合、原則として申請書受理日から1か月以内に「施設等利用給付認定通知書」を郵送します。年度当初（4月～）の認定開始の場合は、申請が集中し審査に時間を要することから、原則として3月末頃までに認定証を送付します。なお、遡及しての認定はできませんので、必ず利用開始希望日以前に鎌倉市に書類を提出してください。認定証はお子さんが卒園するまで大切に保管してください。

5 保育の要件が変わる場合、施設を退所する場合

就労期間の更新や退職、育児休業取得等による保育を必要とする要件の変更、利用施設の退所や変更、その他生活の状況に変更があった際は、必ず変更申請・届出を行ってください。なお、原則として、申請書の受理日より前に遡って認定を変更することはできません。

①給付認定変更申請書（兼施設利用等変更届出書）

②保育の必要性を証明する書類（要件を変更する場合、再婚等で保護者が増えた場合など）



Point すでに幼稚園等の利用児童が新2号認定または新3号認定を受けている場合、利用児童の弟妹の出産後に、保護者が出生児童の育児休業を取得しても、育児休業を取得している期間は、引き続き新2号認定または新3号認定を受けることが可能です。

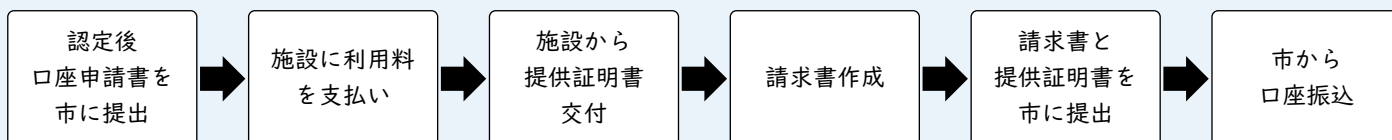
ただし、育児休業として認定されている間は、一時預かり、病児保育及びファミリーサポートセンターの無償化給付を受けることができません。

6 鎌倉市への請求手続きについて（新2号・新3号認定を受けている方のみ）

鎌倉市では、幼稚園の預かり保育料や認可外保育施設等の利用料について、保護者の方が施設に支払った後、市から償還を受ける仕組みを取っています（償還払い）。そのため、新2号・新3号認定を受けている方が利用料の償還を受ける場合、市に対して償還払いの請求を行っていただく必要があります。

請求は3か月に1回です。初回請求日までに、振込先を記載した「施設等利用費償還払い口座申請書」（認定証郵送時に同封）をご提出ください。請求の流れは以下の通りです。

（1）償還払いのイメージ



（2）償還払いのスケジュール

請求が可能な期限は、対象施設の利用から2年間（利用した月の2年後の月末）とし、各期の請求期限後に受理した請求書は、次の期の支払いとして取り扱います。支払時期の詳細は市HPをご確認ください。

期別	利用期間	請求期限	支払時期
第1期	4月～6月	7月末日（休日の場合は前開庁日）	9月下旬
第2期	7月～9月	10月末日（休日の場合は前開庁日）	12月下旬
第3期	10月～12月	1月末日（休日の場合は前開庁日）	3月下旬
第4期	1月～3月	4月末日（休日の場合は前開庁日）	6月下旬

7 各種書類の提出・問合せ先

施設種別	担当部署	電話番号
幼稚園・認定こども園	保育・幼稚園課	0467-61-3894
認可外保育施設等	こどもみらい課	0467-61-3904



幼児教育・保育無償化に関する情報は市HPにも掲載しています